

足利義視と文正元年の政変

家 永 遵 嗣

文正元（一四六六）年九月六日、將軍足利義政の独裁を支えていた幕府政所執事伊勢貞親が、將軍職後継者に定められていた義政の弟足利義視を処刑すべきだと義政に進言し、諸大名の猛反発を招いて失脚する政変が起こった。これを文正元年の政変と呼ぶ。この政変は、山名持豊（宗峯・宗全）と細川勝元との決裂の端緒にもなっており、翌年五月末に勃発する応仁・文明の乱に繋がる転機である。本稿では、貞親が義視の処刑を訴えた狙いや大義名分、証拠について、足利義視の地位という側面から光をあてて再検討する。

【問題の所在】

文正元年の政変前後の政治史に対する、軍記『応仁記』の影響は大きい。通説にあたる三浦周行の研究は流布本『応仁記』（『群書類従』本に同じ、以下「三卷本」と呼称する⁽²⁾）に依拠していた。その後、松林靖明氏⁽³⁾・和田英道氏⁽⁴⁾らの伝本研究によって、「三卷本」の原型軍記が特定されている。『応仁記』には、①大乱から間もなく創作されたとされる一巻本（以下「一巻本」と呼称⁽⁵⁾）、②一巻本を二つに分割した二巻本、③二巻本に赤松氏関係の別の軍記であ

る『応仁別記』⁽⁶⁾を合成した三卷本、という三種類のテキストがあるという。成立時期についてはなお論議の余地があるが、由来の異なる「一卷本」と『応仁別記』とが近世に流布した「三卷本」の原型である。

この「一卷本」と『応仁別記』とは、文正の政変について異なる伝承を伝えている。

「一卷本」の伝承は「三卷本」に引き継がれており、通説に繋がる。義政が異母弟義視を後継者に定めた後に義政の実子義尚が誕生し、義視と義尚との間に家督相続を巡る争いが起きたという。義尚の生母日野富子が山名持豊に対して義視を亡き者とするように依頼し、これを容れた持豊が義視を陥れるため、義視の後見役細川勝元を倒そうとして畠山義就を京都に招いたという。富子の依頼時期は文正元年の政変直後におかれている。⁽⁷⁾

『応仁別記』は、義視と義尚との家督争いや富子の暗躍伝承を全く記さない。伊勢貞親は足利義政に説いて斯波義廉を廢嫡し斯波義敏を復権させようとした。貞親は義廉が反抗するのを見て、義視が義廉を庇護していると唱えて義視を誅殺しよう義政に訴え、諸大名の怒りを買って失脚した（文正の政変）。このあと、持豊が勝元に敵対する意図で畠山義就を京都に招こうとし、富子を通じて義政に義就の赦免を訴え、許されたという。⁽⁸⁾

前年、寛正六年末頃から貞親は義廉を廢して義敏を復権させるために策動していた。政変直前の八月二五日に斯波氏の領国三方国の守護職は義敏に還補されたが、義廉は山名持豊の支持を得て抵抗した。貞親が義視の誅伐を訴える九月六日の事件は、義廉・持豊の抵抗が続くなか畠山義就が挙兵する、という極度に不穏な情勢のなかで発生した。

『応仁別記』は貞親が「今出川殿（足利義視）ハ義廉（斯波義廉）ヲ御鼻眞アリテ、天下ヲ乱サル⁽⁹⁾」と訴えたと伝える。義視は義廉・持豊らを庇護して政局を操縦していると訴えられたのだということになる。『応仁別記』には、大乱勃発から間もなく、東軍の部将多賀高忠が義視が「山名ヲ御ヒイキ⁽¹⁰⁾」していると称して東陣に入ることを拒んだという所伝もある。義視は持豊らのちの西軍諸將に親しい、とみているのである。

さて、「通説の根拠である「一卷本」の伝承に対しては、有力な反証が挙げられている。

百瀬今朝雄氏は、文正の政変の直後、「足利義視、山名持豊は畠山義就を支持し、細川勝元は現管領畠山政長支持」⁽¹⁾だったとされた。根拠史料は『大乘院寺社雑事記』文正元年九月一三日条である。「今出川殿・山名ハ衛門佐事、可有扶持云々、細川ハ當畠山〈管領〉可合力云々」とある。「今出川殿」義視と持豊が「衛門佐」畠山義就を庇護し、細川勝元は「管領」である「當畠山」政長を支援するという。さらに「今出川殿、又就今度御身上事、被憑思召、御座細川之上者、可背彼（勝元）所存之条如何」とある。勝元は文正元年九月六日の政変の際に、貞親が義視を処刑せよと主張したとき義視を擁護した。義視は恩義ある勝元に「背」いて持豊・義就に荷担しているのだが、事態の先行きはどうかなることだろう、心配だ、という。

義視と持豊が畠山義就を庇護したという『大乘院寺社雑事記』の記事と、富子の依頼を受けた持豊が義視を陥れるために義就を招いたとする「一卷本」の伝承とは、両立しようがない。一次史料・二次史料という信憑性の差から、通説の内容のうち、富子の暗躍伝承は廃棄すべきだと言える。

いっぽう、『大乘院寺社雑事記』の記事は、義視を西軍に親しい者として記述する『応仁別記』の伝承と親和性が高い。『応仁別記』によれば、足利義視は伊勢貞親から「義廉ヲ御鼻眞」したと訴えられて殺されそうになったという。『大乘院寺社雑事記』によれば、この直後に義視は義廉を庇護していた持豊とともに、今度は畠山義就を庇護したという。義視は持豊らに親しかつた、とみてその挙動を整理するのが合理的であるようだ。

当時の確実な史料には、貞親が義視の誅殺を進言した理由を明記するものがない。貞親の言いは結果的に採用されなかったから、根拠のない讒言だったと考える論者が多い。

桜井英治氏は通説に拠って、義視を亡き者にしようという富子の意を挺して、貞親が自身の養君である「義尚の立

場を盤石にする」意図で義視を謀ったとされた。⁽¹²⁾ 義視誅殺の大義名分や証拠は問題にされていない。貞親の言い分が採用されなかったことから、何にせよ根拠のない訴えだったはずだと考えておられるようだ。

石田晴男氏は日野富子の暗躍説を斥ける立場で精細に経緯を復元されている。しかし、貞親の訴えについては「おそらく義視が陰謀を企てているという類の」讒言とされ、やはり根拠のない讒言とみておられる。⁽¹³⁾

後述するとおり、当時の足利義視は將軍職襲職の一步手前の段階にあった。貞親が義視の誅殺を訴える場合、制裁を被る可能性を警戒したはずである。貞親は足利義政の独裁を支えた能吏であり、権謀術数に長けていた。確実な証拠を用意して、しかるべき大義名分を立てて訴えたと考えるべきではあるまいか。結果を根拠にして訴えの虚偽性を推認する論法自体は是認できるが、推論結果が貞親の能吏としての実情と齟齬しているように思われる。

いっぽう、池享氏はやや具体的に文正の政変の直前に畠山義就が挙兵した事実注目され、貞親が義就の挙兵について「足利義視を將軍に擁立しようとする謀反」だと義政に「讒言」したとされる。⁽¹⁴⁾ 情勢との関係を考える視点は重要である。しかし、義就の挙兵から文正の政変までの時間的間隙は短く、貞親が義視と義就との関係を証明する証拠をあらたに擲めたとは思えない。池氏も、貞親は作り話を唱えた、と考えておられるようである。

末柄豊氏は、政変の契機である斯波氏の抗争に対する貞親・持豊・勝元の関与が重要とされ、「義視は、伊勢貞親に謀叛を告発されるまではこの対立の局外者」だったとされる。⁽¹⁵⁾

しかしながら、義視が「局外者」だったのだとすると、貞親は斯波氏の内紛が頂点に達した緊迫のさなか、全く脈絡のない義視の立場についての問題を持ち出したということになり、このなりゆきとして落ち着きが悪いよう思う。これは「讒言」説にも通じる難点である。義視を誅伐せよという貞親の訴えが、斯波氏の抗争の流れと因果関係で結びついているのか、斯波氏をめぐる抗争の緊迫とは無関係に貞親が思いついた因果関係のない事象なのか、とい

う点が問題である。

筆者は、『応仁別記』にみえる貞親の言い分を額面通りにとって、義視が能動的に義廉を庇護したという線から寛正六年（応仁二年）の政治史を一貫して捉える試みを提起したことがある。⁽¹⁶⁾ 義視をのちの西軍勢力の仕掛け人とし、義政が受動的に勝元と結びついて東軍の主将になると位置づけてみた。この立論の焦点は、義政・義視兄弟の決裂と大名勢力の破局との先後関係にある。『斎藤親元日記』によって、勝元が戦争を決意した上御霊社の合戦前後に義政が義視に対立したと考えてみた。義視を仕掛け人だと措き、將軍兄弟の破局が先に起こったとみたのである。その後の末柄氏の研究により、再考すべき問題点が指摘された。⁽¹⁷⁾ これは、本稿の後半で検討する。

貞親が義視のことを「義廉ヲ御鼻肩アリテ、天下ヲ乱サルル」と訴えたという『応仁別記』の記事は、文正の政変のカナメとなる伊勢貞親の意図を物語る希有の史料である。しかし、「義視の能動的な政局操縦」という認識はあくまでも貞親の主観であった。義視の実態を貞親の主観と切り離して捉えれば、貞親の訴えが「不実」とされる蓋然性が解明でき、貞親の訴えを「根拠のない讒言」だったと考える必要もなくなると考えられる。

本稿では二つの課題を設定して検討を試みる。

第一に、足利義視の還俗理由、還俗後の義視の地位、誕生後の義尚の地位を検討する。

義視の還俗が、義政に男子がなかったことによるものだということはよく知られている。義視の還俗直前に義政の兄弟たちが相次いで没し、京都將軍家の存続が危ぶまれる状況が生じていた。義視の還俗直後、日野富子は同母妹良子を義視に嫁がせ、富子が義尚を、良子が義材を産んだ。義政と富子は義尚か義材に將軍家を相続させる考えだったと思われる。義視は中継ぎの將軍であり、文正元年の政変当時、將軍職襲職を目前に控えていた。義視の地位の変化は、諸大名の側に、新しい將軍に接近してその庇護を求めようとする動きを触発した。持豊・義廉・義就は義視の地

位の変化に反応して、義視の庇護を恃んで動いたのだと考えられる。

第二に、伊勢貞親が「今出川殿ハ義廉ヲ御臈肩」したと訴えたという『応仁別記』の伝承を吟味する。問題は義視の庇護を求めた斯波義廉にある。寛正六年二月三〇日に、斯波義敏の被官を「牢人」と規定して鎮庄するよう命じる幕府奉行人奉書が斯波義廉の申請で発給された。¹⁸既に桜井英治氏が、この幕府奉行人奉書は足利義政の命で発給されたものではあるまいとされている。¹⁹本稿では、この奉書の真の発給者が義視とみられること、貞親が事情を認識していたとみられることを検証し、これが、文正の政変につながることを述べる。

第一章 将軍職後継者としての足利義視の位置

【足利義視が将軍職後継者に定められた事情】

まず、浄土寺義尋（足利義視）が還俗したとき、足利義政の兄弟全てで一人のうち、生き残っていた者は義政・政知・義視の三人だけだったということを確認する。²⁰

『建内記』嘉吉元（一四四一）年六月二六日条をみると、同月二四日に義政らの父足利義教が横死した直後、男子兄弟一名のうち、八名が生存していたことが判明する。

日野重子の所生子には、永享六（一四三四）年二月九日誕生の長嫡子義勝、²¹永享八年正月二日誕生の五男義政（初名義成）、²²永享一二年閏正月一七日誕生の九男聖護院義観、²³永享一二年八月一九日誕生の一一男梶井門跡義堯の四人²⁴がいた。庶子には、赤松永良氏出身の「宮内卿」が永享六年七月二五日に産んだ次男小松谷殿義永、²⁵永享七年七月一二日に「斎藤朝日妹」が産んだ四男足利政知、²⁶義教の正室正親町三条尹子の妹「上臈局」豊子が永享九年八月二〇日

に産んだ義教の七男某⁽²⁷⁾、尹子の侍女「小宰相局」が永享一一年閏正月一八日に産んだ十男の義視⁽²⁸⁾がいた。

永享七年二月一日に「小弁殿」が産んだ三男⁽²⁹⁾、永享八年二月二日に「小宰相殿」が産んだ六男⁽³⁰⁾、永享一〇年正月一九日に「日野烏丸殿御妹」が産んだ八男⁽³¹⁾は既に没しているらしい。義勝も嘉吉三年七月二日に一〇歳で急死した⁽³²⁾。このとき、万里小路時房は義教に殺された足利持氏・一色義貫・赤松満祐の名を挙げて「邪気怨霊非一」とし、「父公之御餘殃無力事也」と記した⁽³³⁾。義教の男子には、実際に、早世する子供が非常に多かったのである。

五〇歳を超えたのは義政・政知・義視の三人だけである。四男の政知は天龍寺香嚴院に入って清久と名乗り、長祿元(一四五七)年に還俗して「関東主君」に定められた⁽³⁴⁾。義視は浄土寺に入室して足利満詮の子持弁の資になった⁽³⁵⁾。何れも義政死没の翌年、延徳三(一四九一)年まで存命した。義政・義視の子義尚・義材は継嗣に恵まれず、以後の京都將軍家は政知の子義澄(生母は武者小路資世女⁽³⁷⁾)の血筋が継承する。

次男の小松谷殿義永については、配流されて政界から退場した事実が知られる。『経覚私要鈔』長祿二(一四五八)年四月二一日条に、泉涌寺雲龍院を競望して泉涌寺僧衆から妻子所具を訴えられ、女犯が露見して召し捕られたという記事がある。『大膳大夫有盛記』同年四月記末尾と五月七日条には、処罰のために還俗させられて俗名がつけられ、隠岐に配流されたとある。帰京を伝える史料はない。

義教七男に関しては、『康富記』享徳三(一四五四)年七月二三日条に生母である正親町三条豊子の死没記事がある。所生子について「御喝食御所」とあり、入った寺は不明だが、この頃までは存命していたことがわかる。その後の動静は不詳である。仮に、義視が還俗して正親町三条実雅の邸に入ったとき、この「御喝食御所」が存命していたと仮定すると、実雅は自身の姉妹の産んだ子を差し置いて従者の産んだ子を養君として奉じた関係になる。義視の生母「小宰相局」は正親町三条家の従者「局女」⁽³⁸⁾だった。何らかの紛議が生じそうなものだが所見はない。よって義教

の七男は、義視の還俗以前に没していたと考えられる。寛正四（一四六三）年八月に義政の生母日野重子が没したが、この葬儀の関連記録にも義教七男の所見はなく、死没年次は寛正四年八月より以前に引き上げて良いと考えられる。

義政の同母弟、一一男義堯は叔父義承の資となり梶井門跡に入った。⁽³⁹⁾『康富記』宝徳元（一四四九）年十一月二日条に入室記事があり、同記康正元（一四五五）年一月二日条に「梶井新門主」の北野経供養聴聞の記事がある。しかし、門跡系譜には記載が乏しく、早世したとみられる。義堯に関してこれ以後の所見はない。義堯は生母日野重子の葬儀に列席していない。『蔭涼軒日録』寛正四年八月一日条には、葬場に義政とともに「三宝院・聖護院・浄土院等諸門跡」が列立したとある。「三宝院」は足利義教の従兄弟義賢、「聖護院」は九男義観、「浄土院（浄土寺）」は十男義尋（義視）である。義堯の没年次も、寛政四年八月以前とみて良いと思われる。

義政の同母弟、九男の義観は嘉吉三年三月二日に満意の資として聖護院に入室した。⁽⁴⁰⁾しかし、寛正三年十二月二日に何故か隠居してしまった。⁽⁴¹⁾翌年の生母重子の葬儀には列席しており、病臥していた様子でもないが、明るる寛正五（一四六四）年四月一七日に没した。⁽⁴²⁾

こうして日野重子の所生子は義政を残して他は全て没してしまった。異母兄弟も、堀越御所政知と浄土寺義尋の二人だけとなった。義政にも政知にもまだ男子がいない。かつて義勝の死を聞いたとき、伏見宮貞成親王は「舎弟済濟御座之上者、相続不可断絶歟」と記した。⁽⁴³⁾しかし、今や状況は変わった。義観の死没から八ヶ月後の寛正五年一月二日に、義尋が還俗した。京都將軍家の断絶が危惧され、ために義視の還俗が決定されたと考えて良からう。

古河公方征討という戦略課題があって、政知を京都に戻すことはできなかった。百瀬今朝雄氏は、永享一一（一四三九）年二月に足利義教が鎌倉公方足利持氏を自殺させたあと、義教の子のひとりを関東に派遣する計画があったことを指摘されている。⁽⁴⁴⁾義教は自分の子息兄弟に京都と鎌倉とを分担統治させる構想であったらしい。これは義教の横

死で中絶し、享徳の乱を契機として足利義政が再興した。長祿元年に「関東主君」に定めた政知が一方の柱である。ところが、いま一方の柱となるべき京都將軍家の存続が危ぶまれる状況になった。

義政に男子がなく、在京する兄弟は浄土寺義尋（足利義視）だけだった。義観に次いで義政に事あるときには、重大な事態となる。義政が男子を得られる、という見込みも確実ではなかった。義視の還俗は、義政の血筋が断絶した場合に義視の血筋に京都將軍家を継承させる意図でなされたと思われる。義視の還俗から間もなく、日野富子は同母妹良子を義視に配しているからである。

日野良子（妙音院殿）は富子と同じく藤原苗子の所生である。⁽⁴⁵⁾ 義視の還俗から半年後の『蜷川親元日記』寛正六年五月一三日条に、室町殿で「御一献（女中之儀）」という宴席が催され、義視が出席したことがみえる。宴の後、政所執事伊勢貞親が義政へ、貞親の子貞宗と弟の貞藤が富子に祝儀を献じた。宴が義政・富子の意図通りの首尾になったからだろう。良子は、富子が義政とともに義視に勤めてその室としたのである。この頃、義政・富子夫妻と義視とは極めて親しい。六月二日・七月一〇日に室町殿で義政・義視の酒宴があり、良子の輿入れは七月二六日になされた。⁽⁴⁷⁾ 八月二二日には室町殿で富子と義視の酒宴があった。⁽⁴⁸⁾ 良子も同席していたのかもしれない。富子は同年十一月二三日に義尚を産む。⁽⁴⁹⁾ 義視と良子の縁談を進めた時期、富子は自身の懐妊を自覚していたと思しい。文正元年七月三日に良子が義視の子義材を産んだ。⁽⁵⁰⁾ これはがんらい、義視と良子との縁談をとりもった日野富子の思惑通りのことだっただろうと考えられる。

文正元年から応仁元年にかけての時期、二歳前後だった義尚・義材はまだ無事に成長すると期待できる段階に達していない。既に述べたとおり、足利將軍家の男子には天折する者が非常に多かったからである。とはいえ、義尚は誕生直後から將軍世嗣として遇されている。義政と義視との間に、義政に男子が誕生した場合には出家させるといふ契

約⁽⁵¹⁾があったという気配はない。義尚が世嗣として処遇されていることについて義視が不満を示した気配もない。義視の子義材は富子の実妹良子の所生であり、良子を義視に娶せたのは富子である。ゆえに、富子が義材の相続権を否定するために父義視を謀るという構図は描けない。富子も義政も、義尚か義材か、いずれかが成人を迎えて京都將軍家を存続させるということに腐心していたと考えられる。義尚の誕生で義視と義尚との家督争いが起こった、という「一卷本」の伝承には現実性がない。

義尚誕生当時、義視は既に二七歳であり、義尚とは世代が違う。義視は義尚らが二〇歳を迎える頃には五〇歳近くの晩年になっているはずである。義視は当初から中継ぎの將軍という立場だったとみて良かろう。

【將軍職継承者としての足利義視の地位】

義視の官位昇進の動向、義政の隠居態勢の準備状況を検討すると、義尚が誕生したあとも、義政が義視に將軍職を譲るといふ計画にはまったく変更がなかったと判断できる。

義視の生母は義教の正室正親町三条尹子の侍女「小宰相局」である。『建内記』永享一一（一四三九）年二月二日条に尹子の兄実雅の「養君」になったことがみえる。寛正五（一四六四）年二月二日に還俗して乳人実雅の邸に入り、⁽⁵²⁾「今出川殿」と称す。寛正六年二月二五日に弓始・乗馬始・判始⁽⁵³⁾を行い、三月三日より幕府政所の節供祝物の進上において義政・富子と同格になる。⁽⁵⁴⁾三月一五日に日野重子の旧宅「高倉殿」を改めて「今出川殿」と称し、これ⁽⁵⁵⁾に移る。四月半ばまでに一月に元服を行うことになったよう⁽⁵⁶⁾だ。五月一三日から良子との縁談が進められ、七月二六日に輿入れがあった。

義尚誕生前後の事情をみる限り、義視と義尚との間に相続争いがあったとすべき徴証は得られない。

義視は一月二〇日に元服⁽⁵⁷⁾、同月二五日に参議となり参内始を行った⁽⁵⁸⁾。富子が義尚を産んだのは同月二三日である。二月二〇日、義尚を伊勢貞親邸にて養育するため移徙が行われ、祝儀には義視も出席した⁽⁵⁹⁾。伊勢邸にて養育されるという待遇が將軍世嗣のそれであるということに、義視も気づいたはずである。しかし不満はなかったらしい。義視は二月一七日に中納言を経ずに権大納言・従三位に昇進⁽⁶⁰⁾しており、明くる文正元年正月六日に従二位となり⁽⁶¹⁾、同年七月五日に直衣始参内を行った。たとえ義尚が正統なのだとしても、中継ぎは必要である。不安を感じるはずもなかったのである。

義政の意向を東山山荘造営準備からみてみたい。この山荘は後年の東山殿に繋がるもので、義政の隠居政治の場として計画された。『蜷川親元日記』寛正六年八月九日条に、山荘の建設予定地を検分するため幕府政所執事伊勢貞親が東山獅子谷に派遣されたとある。翌年の『後法興院政家記』文正元年六月十五日条には、「東山辺ニ可被立山荘料」として義政が近衛邸の指図を進上させた記事がある。『斎藤親基日記』には、文正の政変のあと、同年一月二〇日に「東山御山荘料美濃国御材木」を徴収する使節が派遣されたことがみえる。義尚の誕生や文正の政変は義政の隠居計画に特に影響を与えなかったらしい。山荘料木の調達という事情から、明くる応仁元年に將軍職継承が予定されていたとも考えられる。

蔭涼軒主季瓊真薬は伊勢貞親と親しく、斯波義敏の復権に肩入れしていた。このため、文正の政変では貞親に連座して失脚する⁽⁶²⁾。しかし、真薬自身は義視と親しかった。真薬の記録『蔭涼軒日録』には、義視の命を「上意に準じ」て扱ったと記す記事がある。

史料① 『蔭涼軒日録』寛正六年一月四日条

数日之前、常徳院承悦喝食当寺掛塔之事、自今出川殿、以種村三郎被仰出、即以準上意、召方丈侍衣伝之、昨日已掛塔之由、自方丈被報之、即誉阿白于今出川殿也

数日前に真薬のもとに義視の使者種村三郎が来て、喝食承悦が相国寺において修行すること（掛塔）の認可を求められていた。真薬はこの日、義視の命を「即以準上意、召方丈侍衣伝之」えたと記す。寺から既に許可済みであると報を受けて、真薬は義視の許に使者を派遣してこの旨を報じた。蔭涼軒主は五山僧の人事を管掌し、幕府吏僚とも言える。その季瓊真薬が、義視の命を「上意に準じて」取り扱っていることは見逃せない。

さて、同記文正元年七月一四・一五日条によれば、等持院で義満・義教の位牌に焼香する際、義視の威儀を「如公方」くするよう定められたことがわかる。八月八日条には、等持院の日野重子の位牌に焼香する際にも義視の威儀を義政に準じたことがみえる。真薬は、予め義政から義視を「如公方可奉引導」ということを命じられていた。義政は側近に対して義視を將軍に準じて扱うように命じ、真薬はこの義政の意向に従っていた。

一ヶ月後の九月六日、伊勢貞親が義視の誅伐を唱えて失脚する。斯波義敏の復権について協働していたため真薬も貞親に連座するのだが、直前まで、真薬と義視との関係には悪化の兆候がない。貞親の訴えを知ったとき、真薬は驚愕したことだろうと思われる。貞親は真薬との協力関係を壊してしまったと思しい。

文正の政変後も義視への將軍職継承の流れは変わらない。時期は後土御門天皇の大嘗会と重なっていた。一月二六日の大嘗会官司行幸に際して、義政は見物に回り、義視が天皇に供奉した。⁶⁴ 義視が義政に替わって朝廷行事に参加する態勢に移行しつつあった。

明くる文正二（応仁元）年正月一日に義視は正二位に昇進した。⁶⁵ このとき義政は従一位であり、位階の面で義視

は義政と同格に近づいた。大名たちは義視の將軍職襲職に近いと意識して行動する状況だったと思われる。一八日に上御靈合戦が起きる。このあと、大乱勃発までの間に將軍職襲職に関わるとみられる動きはないけれど、末柄豊氏の推測どおり、⁽⁶⁶⁾がんらいはこの頃に義視の將軍職襲職が行われる予定であったかと思われる。

同年五月二六日に乱が勃発すると、東軍は義視の身柄を抑えて総大将とした。応仁二年一月に義視を迎えた西軍諸将は、ただちに義視を「相公」すなわち將軍と呼び、「今出川殿」呼称の使用を禁止した。⁽⁶⁷⁾大乱の勃発まで、將軍職継承者としての義視の地位は幕府諸将に広く認められており、西軍諸将においては大乱全期間にわたって続いた。後述するとおり、將軍職継承者としての地位が固まる過程で、義視の周辺には山名持豊・斯波義廉ら、のちの西軍勢力に繋がる者たちが結びついていった。ここに紛糾の芽生えが認められる。

【伊勢貞親と足利義尚】

いっぽう、足利義尚の養育態勢をみると、誕生の直後から將軍世嗣のそれであることがわかる。

政所執事伊勢氏当主は「御父^{オヤヂ}」と呼ばれる將軍世嗣の養育役を務めた。伊勢貞親は嘉吉三年に義勝が急死して義政が嗣いだ時に、義勝の「御父^{オヤヂ}」だった父貞国に替わり、義政の「御父^{オヤヂ}」になった。⁽⁶⁸⁾「御父^{オヤヂ}」の配偶は「御母^{オハハ}」と呼ばれた。義尚誕生前の「御母」は貞親の前妻で嗣子貞宗を産んだ斯波氏重臣甲斐常治の女子である。⁽⁶⁹⁾

大乱勃発の二年前、足利義尚が産まれる寛正六年の貞親周辺の状況については、家宰蝸川親元の日記『蝸川親元日記』が一年分伝わっている。貞親前妻「御母」甲斐氏に関する記事の概要を【表一】に示した。

「御母」の特徴として三点を指摘できる。①義政の御所に参向し、義政の南都下向に供奉するなど、將軍の行事に参加すること、②日野富子との間に進上・下賜のやりとりがあり、富子の行事を「申沙汰」するなど、將軍正室を支

【表一】寛正六（1465）年の貞親前妻「御母」（39歳）の動向

1. 2	「上様」日野富子より「貴殿」貞親・「御母」前妻に美物を下賜
1. 8	前妻「御母」の所生子興福寺松林院兼親が上洛し貞親・「御母」へ樽を進上
2.25	足利義視の判始など、「御母」が足利義視に御礼参向し、義政にも御礼参向
5.19	「御母」の親族「甲斐修理亮」が上洛し、「御母御方江始テ御礼被参」
6.23	足利義政・日野富子の伊勢邸御成につき、「御母」より五百疋進上
7. 6	斯波義廉が「御母」を越前猿樂の右馬太郎の能へ招待、体調不良で辞退
7.13	子供たちから「御母」へ生見玉進上
7.17	日野富子の石山寺参詣に「御母御供」、但し富子より先に出発
8.25	貞親被官蜷川親賢上洛し、貞親・「新造女中」に对面、「御母」にも進物 →「新造若子・御料人・貞宗・御母・南都御料人・貞藤・貞藤女中」へ
9. 8	「御母知行越前国高柳地頭方」につき領家南都光明院代官甲斐備後四郎より 違乱あり、貞雄・親元奉書で名主沙汰人中へ領家方の催徴拒否を指令
9.28	義政南都参詣留守中、「御母」申沙汰で日野富子が伊勢邸に御風呂御成
10. 2	南都参詣に同行の「御母」に対して子息の松林院兼親・六方沙汰衆らが礼
11. 3	「御母」が日野富子の御産所（細川常有邸）御始に祇候
11.23	足利義尚が誕生する
12. 5	義政が義尚の成人までの居所を伊勢貞親邸とすることを決定
12. 7	「御母」が伊勢邸を出て野依修理進宿所へ移る。貞親がこれを義政へ報告。 貞宗・「御母」が御産所へ祇候し、日野富子に一献を進上
12.30	禁裏・仙洞以下、新年に「御美物」を進上すべき方々を義政が裁可 「女中〈今御母〉」も進上するが「御母」は御進上無く「怨怒之儀也」

が義尚の「御母」となる。

義尚は一月二三日に和泉半国守護細川常有邸を産所として生まれ、義政は二月五日に義尚の成人までの居所を伊勢貞親邸にすると決めた。これをうけて、義政の「御母」であった前妻甲斐氏は二月七日に伊勢邸を出て、従者

える活動がみられること、③義視の御所に参賀したのは一例だけで、接触は稀であり、義視の正室との間には全く交渉が認められないこと、以上である。よって、「御母」甲斐氏の地位は義政・富子夫妻に対する幕府公式の職制と認められ、同時に義視の養育役という性質は全くないと推断される。

寛正六年、伊勢貞親には「新造」と通称された後妻がいた。その死に際して「天下大乱根源一方女房」と罵倒された、斯波義敏妾の姉妹である。三月一五日に「新造若子」の誕生があり、配偶関係が後妻に移っていたことがわかる。四月一〇日「新造御産所御忌直」があり、別火の忌みが解けたので、貞親は同月一三日から「新造」にて食事をとる。通常は「新造」方で生活していたらしい。家内の女房・従者たちは「新造」の指揮を受けて家財の出納を行っている（【表二】）。家内の主婦権力も前妻甲斐氏から「新造」に移っていた。

義尚の誕生後、貞親が義尚の「御父」、貞親の後妻「新造」

【表二】寛正六（1465）年の貞親後妻「新造」（「今御母」）の動向

1.12	前日に貞親が義政から拝領した御服を「新造五位上臈」へ渡す
3.15	「新造若子」誕生する→前妻の子伊勢貞宗に廃嫡の可能性が生じる
3.20	貞宗が「連々緩怠」の貞親被官倉内貞忠に「生涯」を申しつけ紛議 貞宗は伊勢邸を出て弟である山門僧侶「南園院」貞祐のもとに赴く 貞親が貞宗に弁明し、太田貞雄・蛭川親元が貞宗を説得し帰宅させる
4.10	「新造御産所御忌直」
4.13	貞親が「新造」にて食事をとりはじめる（産褥の間は別火）
5. 3	貞親被官山内弥六が納入した折紙銭を「新造あや上臈」へ渡す。
5. 7	「相国寺都聞〈等眼〉」の納めた折紙銭を「新造」に納める
5.16	貞親らの仏事に参仕の観世座六郎・与三郎を「新造」へ召し折紙給与
6. 2	義政から甲斐守護武田信昌に下す下賜物を蛭川親元が「自新造請取申之」
7. 6	蛭川親元が明恵上人の絵を「あや上臈」を介して「新造女中」へ進上
7. 8	前日「三御方（義政・富子・義親）」に七夕節句御祝を進上する →行事で使用した長持・広蓋を「新造」へ返却する
7.10	北野社家松梅院禪子・同禪親が同道して貞親へ参り折紙進上 禪子から「女中」（新造に同じ）への千疋は「あい上臈」を介し納める
7.30	本能寺坊主より進上の香合・杉原千疋を「新造小大夫殿」へ渡す
8.25	貞親被官蛭川親賢が上洛し貞親・「新造女中」に対面、他にも進物
9. 8	細川勝元が「新造」に来訪
9.30	蛭川蔵人の納入した御料所段銭の一部を「新造小大夫殿」へ渡す
11. 7	四条大宮酒屋の紛争につき「新造女中」の口入で幕府奉行人奉書を発行
11.23	足利義尚誕生（産所は和泉半国守護細川常有邸）
12. 5	義政が義尚の成人までの居所を伊勢貞親邸とすることを決定
12. 7	貞親が前妻「御母」を野依修理進の宿所へ移し、義政に報告する
12.17	「新造女中」、足利富子・義尚母子のいる御産所へ御参始
12.20	足利義尚が伊勢貞親邸に移徙
12.21	日野富子の生母藤原苗子（「北少路殿」）より「女中」貞親後妻に進物
12.23	「女中始テ殿中江御参」（貞親後妻が初めて幕府殿中に出仕） 被官山徒「水車法光」より貞親に太刀、「女中」へ樽・両種を進上する
12.24	被官山徒「光林〈定衛〉」より貞親・「女中」へ「御移之御礼」
12.25	貞親嗣子貞宗の居所に「女中」貞親後妻が訪問し一献（擬制母子関係） 貞親から太刀、「女中」から折紙を下賜、 貞宗から貞親へ太刀・馬、「女中」へ繻子・盆を進上
12.30	新年に伊勢氏より「御美物」を進上する方々の名簿を裁可 「女中〈今御母〉」も進上、「御母」の進上無く「楚忽之儀也」 義政の中臈頭春日局が伊勢邸に入り、義尚に対する歳暮御礼を受理

である野依親家の宿所に移った。このあと伊勢邸にとどまっている「新造」が「今御母」と呼ばれるようになり、義尚の養育役になる。「新造」は義尚が同月二〇日に貞親亭に移る直前、一七日に義尚の御産所へ「御参始」を行い、同月二三日には幕府への出仕を開始した。一二月三〇日条に「今御母」の呼称が出現する。

將軍家の世嗣養育役「御父」「御母」は足利義親に配属されることは全くなく、奉仕対象は義政から義尚に転轍されていく。これは、足利義尚

を本命の世嗣として処遇する幕府全体の方針の表れとみられる。義政・富子は義親を中継として義尚に將軍職を伝える意向だったようだ。義親が義尚の伊勢邸移徙の行事に参加したのは、この方針に異存がなかったからであろう。

義親・義材父子の近臣には、これ以前に奉公衆としての所見のない種村氏が現れる。設楽薫氏は種村氏が明応の政変後まで、終始、一門を挙げて

義視・義材と行動を共にしたことを指摘されている。⁽⁷²⁾ いっぽう、関係の深い『蜷川親元日記』・『蔭涼軒日録』を検討する限り、義視の使者や申次を務めた伊勢氏一門を見いだせない。義尚が本命の將軍世嗣とされていたため、伊勢一門は義視に仕えず義尚に仕えたと思われる。伊勢氏が義視の周辺に一門を配置していなかったため、義視の周辺に斯波義廉のような敵対勢力が接近していても、伊勢氏の側からは察知・制圧できない仕儀となった。

文正の政変で貞親が失脚したあとの様相をみたい。貞親は応仁・文明の大乱が勃発した直後の応仁元年五月三〇日に義政によって召還された。⁽⁷³⁾ しかしながら、政所執事、とりわけ、足利義尚の養育役の地位に復帰することはなかなか許されなかった。

政所執事職と足利義尚の養育役は「先御母」甲斐氏所生の嗣子貞宗が引き継いだ。応仁元年六月一七日に伊勢貞宗署判奉書で行われた松尾社への神馬奉獻⁽⁷⁴⁾は、政所執事の業務かと思われる。同年一月二八日に行われた足利義尚の髪置の儀に関する記録『常徳院殿御髪置記』⁽⁷⁵⁾に貞親は頭れず、日野勝光と伊勢貞宗らが儀式をおこなっている。義尚を養育する貞宗の活動は、応仁二年七月八日に「若君様供菜料所」の預け置きを命じた政所執事代飯尾之種との連署奉書⁽⁷⁶⁾まで続く。貞親は、義視が室町殿にいる間だけでなく、義視が室町殿を離れて伊勢にいた応仁元年八月から応仁二年九月の間にも復権できなかった。貞親は足利義尚の「御父」として権力をふるう条件を断たれていたのである。

貞親が政務に復帰したのは、義視が西軍に転じる直前の応仁二年閏一〇月一六日である。『大乘院寺社雜事記』同年十一月二日条には、「日野殿又大少之儀一向斟酌、〈奉行〉肥前守（飯尾之種）号所勞不奉行、伊勢守（貞親）悉皆每事被尋下御成敗云々」とある。貞宗と協力してきた日野勝光・飯尾之種らは一時的に政務参与を放棄して、貞親の独擅場となったらしい。貞親復権直後に、「室町殿与今出川殿、時宜以外也、去十七日今出川殿已可有御生涯之由風聞⁽⁷⁷⁾」という義政と義視との決裂が起こり、義視の西軍帰投に展開する。

当時の記録には、勝光が貞親を復権させて勝元と義視を排斥したという観測がみられるが、一年以上にわたって貞親の義尚養育役への復帰が抑えられてきた経緯を見ると疑念が残る。

伊勢貞親が再起用される少し前、同年九月から、貞親を中心として足利義政・細川勝元・浦上則宗が加わる形で、朝倉孝景を東軍に帰降する調略がスタートしていた。応仁二年九月三日付朝倉孝景宛伊勢貞親書状・同月二〇日足利義政御内書が知られている。⁽⁷⁹⁾貞親復権の直前、『大乘院寺社雑事記』同年閏一〇月一四日条には朝倉孝景が越前に下向したことがみえ、『碧山日録』同年二月二日条には京都に残っていた孝景の息氏景が東軍の斯波義敏に内通したという噂が記されている。外部からは容易に知ることのできない秘密工作が事態の展開を左右していた。貞親・勝元は義視が伊勢から帰る九月下旬よりも以前に、義政を引き入れて西軍勢力と対決する新たな提携関係に入っていたと考えられる。貞親の復権は義尚の養育態勢とは別の要因によって実現した、と考えられる。

既述の通り、文正元年の政変当時、富子所生の義政の息義尚と良子所生の義視の息義材はいずれもまだ乳児であり、日野勝光・富子・良子兄妹は義尚・義材の成長を望んでいたと考えられる。義視の誅伐を訴えた貞親は、勝光・富子・良子兄妹の結びつきに刃向かう形になって「御父」の地位から斥けられたのではあるまいか。義政・義視兄弟も勝光・富子・良子兄妹の結びつきによって決裂を阻止されている関係にあったと思われる。この絆は、あるときには義視と親しい持豊らを庇護する方向に義政を牽引し、またあるときには細川勝元と対立した足利義視が義政から背いて西軍に奔ることを妨げる役割を果たしたと考えられる。

第二章 足利義視と伊勢貞親との対立

【山名持豊と細川勝元の位置】

山名持豊は文正の政変に際して、斯波義廉を庇護して伊勢貞親と斯波義敏を失脚させ、政変の直後に、畠山義就を京都に招いて畠山政長を追い落とす。いっぽう、細川勝元は貞親の排斥については持豊に同調したが、義就の上洛を契機として持豊との対立に転じる。二人の決裂の端緒は文正の政変にあったのである。

別稿で触れたように、寛正六年八月に伊予の支配権を巡る勝元と大内教弘・政弘父子との武力抗争が始まっていた。⁽⁸⁰⁾勝元は同年末に山名氏に対して大内氏と戦うための軍事協力を求めており、持豊との提携を望んでいた。勝元は持豊の婿であり、文正の政変のあと同年二月二〇日に、持豊の女子桂昌了久が勝元の嗣子政元を産む。⁽⁸²⁾文正元年の政変の直前まで、勝元には持豊と対立する意思がなかったと推断される。

持豊の側から提携を断ち切ったとみななければならない。その要因として、これまで、勝元が養子にしていた持豊の末子豊久を入道させたこと、⁽⁸⁴⁾持豊の外孫政元の誕生後に勝元が細川教春の子勝之を養嗣子としたことが考えられてきた。しかし、豊久の入道は寛正三（一四六二）年九月で、⁽⁸⁶⁾時期が離れている。政元が誕生した時期には、すでに勝元と持豊との対立が決定的となっており、勝元は、持豊との対立が原因となって、持豊の外孫にあたる政元を斥け勝元を立てたと解される。他に、赤松政則の復権に対する危惧も想定されるが、⁽⁸⁷⁾文正の政変と赤松政則との関連は比較的薄い。本稿では、持豊が足利義視に接近する動きに注目したい。

山名持豊が義視のために奉仕する事象は寛正六年七月から確認できる。『蜷川親元日記』によれば、⁽⁸⁸⁾持豊は寛正六

年七月六日に貞親に使者を送り、義視に対する大名たちからの八朔御礼の進上をどのようにすべきかと問うた。貞親は談合すると回答しており、持豊が方針決定のために音頭をとったことが分かる。義視の元服が迫った十一月一日にも持豊の使者と義視の使者がこもごも貞親を訪ね、義視に対する元服御礼について方針の決定を求めている。元服当日、京極持清の使者が貞親を訪ねて、法体の者は元服儀への列席を控えるべきだとの風聞があるがどうかと問うた。貞親は、義政は気にしていないが「山名殿江可被尋申哉之由御返事」したとある。持豊が義視と親しかった証左である。奉仕と庇護とは互酬関係にある。持豊が義視に奉仕する姿から、持豊が義視の將軍職襲職後に幕府内で有利な地位を占めようと考えていた可能性を読み取れる。持豊が婿である細川勝元に敵対する意思を固めた契機は、義視との関係が親密になっていったことに求めるべきではなからうか。

いっぽう、細川勝元は義政によって義視の後見役に定められていた。『蔭涼軒日録』寛正六年八月七・八日条に、義政が某「幸若丸」を義視に仕える「小者」の「上首」とし、勝元に同人の「扶持」を命じたことがみえる。しかし、同記同年一二月八日条には、伊予を巡る大内氏との戦いを理由として、勝元が「幸若丸」の「扶持」を辞退したことがみえる。勝元は積極的でなかったが、義政が勝元に対して義視を庇護せよと強いていたらしい。

義視の後見役に定められていた勝元は、実際には義視との関係に消極的だった。これに対して、持豊は自発的に足利義視に結びつこうとする挙動を示していた。後述するように、斯波義廉も義政が義廉廢嫡の意思を固めた頃から、朝倉孝景を介して義視に結びつく。

百瀬今朝雄氏は、伊勢貞親を軸に展開された足利義政の有力大名抑圧政策を大名毎に検証され、勝元に対する抑圧が確認できないことを指摘されている。⁽⁸⁹⁾ 義政から義視への將軍職交替は転機になり得る。持豊・義廉は義視との結びつきを利用して地位の改善を図り、畠山義就など、それまで義政と伊勢貞親によって抑圧されていた勢力の糾合を図

ったとみられる。後述するように、持豊・義廉・義就の提携は寛正六年一月に確認され、義廉と義視との接触もほぼ同時期に現れる。この勢力は、応仁・文明の乱の西軍・西幕府に繋がると考えられる。

【斯波義廉と足利義視との結びつき】

のちに西幕府を構成する勢力の結集の端緒は斯波氏の内紛にある。斯波義廉は畠山義就と提携し、義視に接近し、持豊の支援を得て、斯波義敏の復権を図る伊勢貞親に対抗した。

もともと、斯波義廉を斯波氏家督に入れたのは伊勢貞親だと考えられる。貞親の前妻「御母」甲斐氏は義廉の重臣甲斐敏光の姉妹である。義廉は寛正六年七月六日に「御母」甲斐氏を越前猿楽の見物に招待しており、⁽⁹⁰⁾まだ貞親への敵対を決意してはいなかったらしい。

転換は寛正六年一月初めに起こった。『経覚私要鈔』の同月二〇日条をみたい。「西国右兵衛佐事、今月初、被召甲斐・朝倉於御前、両人心無子細者、如元武衛ニ可被成之由、被仰出、然ニ老者共令談合、不可叶之由申切之間、重不及御沙汰云々」とある。「西国右兵衛佐」とは博多にいた斯波義敏を指す。義政は一〇月二三日に義敏を京都に召還する御内書を発行した。⁽⁹¹⁾そのあとで斯波氏の重臣たちを説得したらしい。一月初め、義政は義廉の重臣甲斐信久（ないし信久の父敏光）と朝倉孝景を召して、義廉を廃して義敏を復権させたいという内意を示した。義廉の重臣たちは合議のうえでこれを拒否した。

義政から廃嫡の内意を示されたあと、斯波義廉たちは提携者・庇護者を求め始めた。まず、畠山義就との提携が謀られた。同じ頃、足利義視への接近が認められる。義廉生母の従兄弟だという山名持豊は義視・義就双方と親しく、仲立ちになったとみられる。

畠山義就は長祿四（寛正元・一四六〇）年九月に失脚したあと、寛正四年に追討を免じられて吉野・熊野山中に籠もっていた。寛正六年八月頃に活動を再開したらしい。⁽⁹³⁾

山名持豊と義就との提携は、義就与党だった大和の越智家栄を仲立ちとしていた。⁽⁹⁴⁾『蜷川親元日記』寛正六年一月六日条に持豊の使者が来て家栄の注進状を示し、細川与党の成身院筒井光宣の被官が家栄の京上荷物を奪ったことを貞親に訴えた記事がある。ここから、持豊と家栄・義就との提携は、貞親も認識していたことがわかる。斯波義廉と義就との提携も同じ頃に顕れる。『経覚私要鈔』寛正六年一月二〇日条に、義廉の重臣朝倉孝景が一月八日に行われた義就の旗揚げを祝って馬・太刀を贈ったとある。義政が義廉嫡の内意を告げた頃にあたる。孝景は義就の与党だった大和の古市胤栄を義廉の被官にして、提携関係のなかだちとした。⁽⁹⁵⁾

寛正六年十一月、京都周辺で徳政一揆が蜂起した。足利義政は山城守護山名是豊・侍所所司多賀高忠・赤松政則被官浦上則宗らに鎮圧を命じた。『陰涼軒日録』同年十一月一日・二〇日・二八日・二月八日条などに、発令・出動・褒賞の記事がある。このように、諸大名は義政の警備命令を実行していた。ところが、義視はまだ正式に將軍職についているわけでもないのに、義政と競うように諸大名に対して出動命令を出した。諸大名はこれに応えなかった。この様子を見て、斯波義廉の重臣朝倉孝景が義視に伝えて兵を出した。

史料② 『経覚私要鈔』寛正六年十一月二十六日条

京都土一揆乱発事、以外之間、諸大名ニ雖被仰付、何モ有子細歟、不領状申之間、自今出川殿被召朝倉、可被憑
思食、可致忠節旨、被仰付之間、下飛脚、古市所へ矢所望、射手事、十人計大切云々、仍先元次男罷上、可申左
右由仰付了、仍廿七日上洛畢、自古市方矢千遣之

史料②にみえる「諸大名ニ雖被仰付、何モ有子細歟、不領状申」という文言は、諸大名が將軍義政の指令に応えなかったということではない。義視は義政とは別に大名たちに命令を出して、受け入れを拒まれたのである。義視は朝倉孝景を召して「恃みに思うぞ、忠節をいたせ」と命じた。孝景は古市胤栄に連絡をとり、矢と射手の融通を求めた。義廉と義就との軍事提携と、間接的ではあるが、これに義視が結合したことが判明する。

義視の意図は必ずしも義政に敵対しようというものでもなかったのだろうが、義政と同じように大名たちを動かそうとし、義政に圧迫され始めていた斯波義廉がこれに応じるという形ができた。義視が迂闊であったとすれば、それは、義政がまさに廃嫡しようとしている、その斯波義廉と奉仕・庇護関係に入ったということであろう。義視と義廉との結びつきが、義視と貞親との対立、ひいては幕府の分裂の端緒になってゆく。

【「義廉ヲ御最頂」する幕府奉行人奉書】

斯波義廉と義敏との対立は寛正六年一二月末に表面化した。その渦中で、幕府の命令系統に変調が生じた。足利義政とは別の何者かが幕府奉行人奉書を発行させたのである。

史料③ 『大乘院寺社雜事記』寛正六年十二月晦日条

一、兵衛督御免除、昨日御対面、自九州上落、伊勢守申沙汰故云々、然之間、治部大輔依申沙汰、所々ニ被成奉書、則寺門領知、可下知旨、奉書到来、此牢人と云ハ兵衛督被官人事也、上意儀太不得其意候

越前国牢人等事、近日及出張企云々、事実者太不可然、厳密可被相鎮之旨、被成奉書訖、若有自然之儀

者、可申合守護代之趣、可被下知同国寺門領（由脱）候也、仍執達如件

寛正六

十二月三十日

之種判

貞基判

興福寺雜掌

史料③は、斯波義敏が上洛した直後に、興福寺大乘院門跡尋尊のもとに幕府奉行人奉書が到来したことを記す。奉書は、義敏の被官人「越前国牢人等」が出兵の動きを見せているから、越前守護代甲斐信久と協力して制圧しよう越前国内の興福寺領に指令せよというものである。地の文には、斯波義敏（「兵衛督」は誤認、実は「右兵衛佐」）が上洛し、「治部大輔」斯波義廉の「申沙汰」により幕府奉行人奉書が「所々ニ被成」たとある。義廉の「申沙汰」とは、普通ならば將軍義政への申請を指す。しかし、義政は義敏を赦免し、実際には、この日、対面した。同日付けの幕府奉書が義敏の被官を「牢人」と呼ぶのはおかしい。記主の尋尊も当惑して「此牢人と云ハ兵衛督被官人事也、上意儀太不得其意」と記した。

桜井英治氏は御著書『室町人の精神』において、史料③収載奉書を指摘され、「このころの幕府奉行人奉書にはこのように何人の命をうけて発給されたのかはつきりしないものが少なくない」、「奉行人は力のある者なら誰の命にもしたがう」状況だったとされた。幕府奉行人が義廉に求められて義政に諮らず独断で発給した、とされたのである。

史料③の異常性に注目された桜井氏の慧眼は賞賛に値する。筆者も本史料が斯波義廉の求めで発行されたことには気づいていたが、この奉書の真の発給者は誰かという問題には考え至らなかった。とはいえ、幕府奉行人が義廉の言

い分のみ聞いて將軍義政に諮らず独断で發給したという桜井氏の解釈には賛成しがたい。何か特別な事情があるので、はなからうか。

この疑問は、史料③収載奉書の本奉行（日下署判者）である飯尾之種についてみると、より深まる。之種は義教期から義政初期にかけて活躍した飯尾為種の子息で、兄の為数も活躍した人である。長祿二年に兄為数の失脚に替わって政所執事代となった。⁽⁹⁸⁾注目されるのは、史料③収載奉書を發行したの同日、寛正六年二月三〇日に之種が義政から「一方内談衆御免」「任肥前守」の寵遇を受けたことである。⁽⁹⁹⁾「肥前守」の官途は父為種の官途であり、兄為数は襲用を望んで許されず私称した。⁽¹⁰⁰⁾之種の「任肥前守」には為種の正嫡として認められたという意味があった。『蜷川親元日記』寛正六年二月三〇日には之種が伊勢邸を訪ねて、「一方内談衆御免」「任肥前守」に関する貞親の「申沙汰」を謝した旨の記事がある。之種の受けた殊遇には貞親も関わっていたらしい。

之種は義政の信任が篤かった。貞親とも親しかった。義廉の廃嫡を考えている義政や貞親の意向を踏みにじり、あえて独断で義廉の求める奉書を發行したとは考えにくい。義廉は自身とは別の上位者に申請し、之種はこの上位者の命を奉じて奉書を出したらしい。義政が義廉の「申沙汰」を受けてこのような命令を出したはずがない。この点については桜井氏の御考えに全面的に賛同する。義廉が「申沙汰」し、之種が命を奉じる人物は、義政以外にも存在していたのではなからうか。史料①に示したように、蔭涼軒主季瓊真薬は同年一月四日、義視から喝食の人事について命を受け、「準上意」じてこれを寺側に通達した。將軍職後継者である義視は、幕府吏僚に対して一定の指揮権を有していたと解せる。史料②に示したように、義廉は一ヶ月前から朝倉孝景を介して義視に奉仕する関係をもっていた。義廉の「申沙汰」の対象として、足利義視に疑いの目が向くのである。

【伊勢貞親が義視への疑惑を抱いた時期】

史料③収載奉書は、その後、義廉方が義敏方を襲撃する口実として実際に使われたらしく問題となった。足利義政はこの奉書の発令を認識していなかったことが分かる。

史料④ 『蔭涼軒日録』 文正元年七月十六日条

兵衛佐殿被管人、往々自治部大輔殿号牢人被誅伐、仍以状被訴訟、与伊勢守先評之、伺之、至被召出而、牢人之義、無謂乎之由被仰出也、重与伊勢守可評之由、被仰出、即評之、斎藤遠江入道、又奉行一人被副、可被成御奉書也、但飯尾肥前守加判、尤可乎之由有之、来晨可伺此旨乎

史料④は、史料③の半年後、斯波氏の家督争いが深刻化しはじめた時期(10)のものである。「兵衛佐殿」斯波義敏の被官人に対して、「治部大輔殿」斯波義廉の側から「号牢人被誅伐」るる事件が頻発し、義敏方から訴状が提出された。伊勢貞親は季瓊真薬と協議し、真薬が義政の意向を確かめた。義政は自分の召し出した義敏の被官を「牢人」と号するのは筋が通らない、と答えた。そこで、貞親らは幕府奉行人奉書を発行することを検討した。斎藤玄良(基経)を本奉行とし、飯尾之種を合奉行とする奉書の発給が検討されたようだ。実際には該当する奉行人奉書の発給徴証はなく、沙汰止みとなったらしい。

義政が召し出した義敏の被官人を「牢人」と称するのはたしかに道理に反する。しかしながら、それが当事者同士の単なる罵詈雑言であったのならば、わざわざ義政に報告して確認を求めるような性質のことだとも思えない。史料④は史料③収載奉書に関連する記録なのではあるまいか。史料③収載奉書には「越前国牢人等事、近日及出張企

云々」とあった。義廉方が義敏方の被官を「牢人」と号して討つ事象と符合する。義廉方は史料③収載奉書とその同類を各所に配布した。義敏方がこれを手して幕府に訴える蓋然性がある。將軍の意向が問題になった理由は、幕府奉行人奉書に「牢人」と記してあったからだと考えられる。「飯尾肥前守加判、尤可」ということは、之種が本奉行として発給した史料③収載奉書を撤回する場合には不可欠だが、そうでなければ不可欠のことではない。

とはいえ、記事を見る限り、記主の真薬はこの件がそれ以前に発行された幕府奉行人奉書に関わる問題だと認識していたようにはみえない。史料③収載奉書を見たらうえて、それが義政の意向によるものではないことが判明したならば、本奉行である飯尾之種の責任が問題になる。真薬は之種の責任も、奉書の発給を命じた真の発令者についても顧慮していない。真薬は問題の奉書を見せてもらってはいないのである。しかし、「飯尾肥前守加判、尤可」とした貞親は、史料③収載奉書との関係を認識しているようにみえる。

仮に、伊勢貞親が義敏方から書証として提出された史料③収載奉書の同類を見たとすると、貞親は本奉行の之種と親しかったから、之種に事情を尋ねたはずだと思われる。之種は誰の命なのかを貞親に説明しただろう。この時点で、貞親は史料③収載奉書の発行を命じた者が義政自身ではなかったことを知ることができたと思われる。この場合、貞親は奉書の真の発給者の越権行為を訴えても良いように思われるが、そうはしていない。真薬を用いてわざわざ遠回しに、どうでもいいような問題に誤魔化して義政の意向を確認した。地位の高い者が義政に口入して奉書を出させることが、一般的にはあったからなのだろうと思われる。貞親は、この口入者と義政との間の意思疎通の事情を探ろうとしたのではないかと考えられる。

真薬の得た義政の回答から、貞親は史料③収載奉書の真の発給者と義政との間に意思疎通がなかったことを知ったと思われる。これは重大問題である。奉書の真の発給者は、義政の意思に反する幕府奉行人奉書を、義政に相談せず

に発行させた、ということになるからである。斎藤玄良を本奉行とし、飯尾之種を合奉行とする奉書の発給が検討されたようだが、実際には発行することが難しかったに違いない。史料③収載奉書を撤回するためには、奉書の真の発給者の行為を義政に説明しなければならぬ。之種の処罰も問題になる。貞親は奉書の発給について「来晨可伺此旨」と述べ、以後は真蘂を関与させなかった。問題を伏せたのである。

斯波義廉の「申沙汰」に依えてこの奉書を発行させた人物は、第一に、義廉を義敏に替える立場に立つ足利義政ではなく、義廉の庇護者である。第二に、義政の信任篤い有力奉行人飯尾之種に命じて、有無を言わせず奉書を発行させた。また、第三に、伊勢貞親にその責任を追及することを躊躇させた。絶大な権力者である。その命が「上意に準じ」られていた足利義視が疑わしい。この人物は義敏を推す伊勢貞親とは相容れない。このため、この人物は斯波氏の内紛が頂点に達した瞬間にその姿を顕すはずだ、と考えられる。

【義視の処刑を訴えた伊勢貞親の意図】

足利義視の將軍職後継者としての地位は、寛正五年末の還俗から大乱の勃発期まで一貫して安定していた。ただ一度だけこれが激しく揺らいだ事件がある。史料④の五〇日後、文正元年九月六日に起こった文正元年の政変、とりわけ足利義視の「誅戮」問題である。

文正元年八月二五日、足利義政は義敏に越前・尾張・遠江三カ国守護職を与えた。これに従わない義廉を制裁するため諸大名に「打手」を命じたが、持豊は義廉に与して戦う意思を示し、勝元も「打手」になることを拒否した。⁽¹⁰⁾義廉の廢嫡を推進してきた貞親は、有力大名たちの抗命に直面して、窮地に陥った。

義敏の復権が発令された八月二五日、管領畠山政長の宿敵畠山義就が軍事行動を開始し、政長の領国河内に侵攻し

た。八月二十五日に吉野から壺坂の越智家栄館に出て、九月二日以前に河内に侵攻した。事前に義廉らと協定してのことだろう。撃退を命じる飯尾之種と散位某の連署奉行奉書は八月二八日に出た。⁽¹⁰⁾管領政長は京都の政局に拘束されており、河内に救援に赴くこともできず、河内の兵を京都に招くこともできない、ディレンマに陥った。

ここにおいて唐突に、足利義視の「誅戮」問題が表面化した。義視は九月六日の朝、まず山名持豊邸に入り、ついで後見役である前管領細川勝元の邸に移り、義政に訴えた。義政から取り調べのための呼び出しがかかり、いったん勝元邸に逃れたともいう。⁽¹¹⁾

史料⑤ 『後法興院政家記』文正元年九月六日条

伝聞、今出川殿自去夜被移住先職宿所云々、其子細者、勢州依申沙汰、自室町殿可被誅戮今出川殿之由、或仁昧告申間、俄夜陰被罷向先職、無咎子細条々、被欺申云々、可被失勢州之由、堅被訴訟云々、此事可及大乱歟、珍事々々（下略）

史料⑤は政変当日の記録で、義視の「誅戮」を「勢州」貞親が義政に進言したとする。義視は「無咎子細条々」を申し立てた。義視に帰責する「咎」が問題とされたのである。

義視の「咎」の内容を記す史料として、『応仁別記』をみてみる。

史料⑥ 『内閣文庫本 応仁別記』

又、イカナル者カ申出ケン、「今出川殿ハ義廉ヲ御鬣負アリテ、天下ヲ乱サルル」トアリ、依之、公方様御大事

出来之由申掠之条、既ニ両御所御義絶ノヤウニテアリケリ、然間、今出川殿様、同細川右京大夫勝元屋形へ忍テ御成アリ、御供ニハ一色伊与守範直・同九郎親元（ママ・種村九郎親元）、兩人計也、仍、伊勢守貞親ハ雜説有テ、蔭涼藥西堂ト貞親ト天下ヲ礼（ママ・乱）之間、面目ヲ失ヘキ之由上意ヲ伺申、則、討手ヲ細川・山名殿ヨリ被申付之旨、告知セケレハ、同六日夜、蔭涼ヲ始トシテ貞親・同備前守（伊勢盛定）、新造ヲツレテ近江路差シテ落テ行（下略）

何者か（史料⑤に照らせば伊勢貞親）が「今出川殿ハ義廉ヲ御鬮眞アリテ、天下ヲ乱サルル」と訴えたところ。義視の「咎」は、「義廉ヲ御鬮眞」したことに関わるようだ。

ここで問題になるのが史料③所載奉書である。これは「義廉ヲ御鬮眞」ということに関わる。義政の意思・権限に対する侵害がある。眞の発給者が義政ではないということは、義政に対しては説明するまでもない。史料④から考えて、貞親は史料③所載奉書の同類を手中にしていたとみられ、発給事情についても詮索済みであった。本奉行飯尾之種の証言も得られる。つまり、義視に死に値する「咎」があることを証明する強力な証拠として、貞親は何かを示さずなのだが、史料③所載奉書はうまくそれにあてはまると言える。

近く將軍になる予定の義視を処刑しようというのであるから、証拠なしの訴えであったとは考えにくい。『応仁別記』の伝承に従って、義視の「咎」を「今出川殿ハ義廉ヲ御鬮眞」という点に求めると、史料③収載奉書は貞親が義視の「咎」を証明するために用いた証拠としてあてはまる。ゆえに、『応仁別記』の伝承には蓋然性があると考えられる。もちろん、他にも証拠があったかもしれないが、検出はできない。

史料④から、貞親は、七月半ば頃に義視の義廉に対する庇護を認識したと考えられる。八月下旬に義就の挙兵を知

ったとき、貞親は義視の義廉に対する庇護が単に義廉一個の地位に関わるだけのものではなく、持豊や義就と連携した大がかりな策動の一環であることを悟ったに違いない。持豊は義廉を擁護していた。貞親は前年一月に持豊と義就との間に連携があることを認識していた。義視の義廉に対する庇護から、義視の持豊・義就らに対する庇護を推認することは自然である。既述の通り、この頃の義視は將軍職襲職を間近に控えている状態だった。このまま義視が將軍職につくようなことになれば、持豊らの策動を破砕することは全く不可能になる。貞親が義視の処刑を進言したのは、持豊らの策動を打ち砕くためには義視を除くこと、とりわけ、間近に迫っていた義視の將軍職襲職を阻止することが、緊急であり、死活に関わる要点であると判断したからだと推理できる。

義政は進言を容れず貞親を追放した。『大乘院寺社雜事記』文正元年九月七日条には貞親について「伊勢守事、不実申状之上者、可被切腹之由、被仰付細川」という裁定があり、貞親が京都から逃げ出す理由になったと記される。なぜ容れられなかったのだろう。

史料③収載奉書（の同類）は「義廉ヲ御臯眞」という点を裏付けるだけである。義視の「咎」が死に値することを証明するためには、「天下ヲ乱サルル」という大局観に踏み込まざるを得ない。貞親は義視が主導して「天下ヲ乱サルル」ものだと訴えたわけだが、義視の受動性と持豊らの能動性についての状況判断を誤っていた可能性がある。

畠山義就は斯波義廉の地位をめぐる情勢が決定的な局面に至った文正元年八月二五日に軍事行動を開始しており、持豊・義廉との間には人脈的な連携もあった。持豊らの主導性には疑問の余地がない。持豊らは、義視との奉仕・庇護関係と、義視が近く將軍職につく見通しとを踏まえて、義視の指令なしに政治的な投機に打って出たとも考えられる。貞親は史料③収載奉書（の同類）をみて、義視が義廉を庇護しているという強い心証を得ていたと考えられる。

しかし、武力で將軍の命令に抵抗するという義廉のやり口が、義視の指示によるものなのか、義視の庇護を恃む義

廉・持豊の側の政治的な賭であったのかは、如上の徴証だけでは一義には定まらない。

義視が持豊らを使嗾していたのであれば、義視は貞親を重用してきた義政との間に軋轢を生じたであろう。使嗾がなかった場合、義視と義政との間に軋轢が生じたとしても、大きなものではなかっただろう。これをいずれかに決めるのは、文正元年九月の状況で得られる徴証だけでは不十分である。義廉・持豊の策動は連続して畠山義就の上洛に繋がる。これに伴って生じる次の葛藤、上御霊社の合戦前後の状況のなかで得られる徴証をみる必要がある。

【上御霊社の合戦と將軍兄弟】

既に触れたように、貞親の失脚後、義視は持豊とともに畠山義就を庇護した。日野富子が持豊の意向を容れる動きも、同じ頃に確認できる。義視・富子ともに持豊に同調しているから、これを捉えて、富子が義視を陥れようとした、と考えることはできない。

貞親の失脚から二ヶ月後、飯尾之種が「御折檻」⁽¹⁰⁶⁾されて地位を失い、兄の飯尾為数が替わった。『大乘院寺社雑事記』文正元年一月二〇日条によれば、この異動は日野富子の「申御沙汰」によると伝えられ、富子と持豊との連携を示す象徴とされてきた。⁽¹⁰⁷⁾ 登用された飯尾為数は応仁元年六月一日に西軍に「内通」⁽¹⁰⁸⁾した廉で殺される。

問題は之種に対する「御折檻」の理由である。貞親が義視の「咎」を訴えた際に、証拠として史料③所載奉書を挙げたという推理が正しいとすると、貞親の訴えは「申状不実」とされたから、奉書の発給責任は義視ではなく本奉行の飯尾之種に帰せられたはずだと考えられる。之種は不満だろうが、之種の独断発行ということになる。富子は義視の「咎」を覆い隠すために之種への処罰を強行し、義政から遠ざけたのではなからうか。

文正二（応仁元）年正月二日、畠山政長は義政の年始御成を迎える支度をしていた。義政の使者伊勢貞藤・布施貞

基が至り、中止を伝えた。⁽¹⁰⁾ 政長は職を辞し、同月八日、斯波義廉が管領となる。同じ正月二日、義就は義政に謁し、五日に山名持豊邸を借りて義政の御成をうけた。⁽¹¹⁾ 『大乘院寺社雜事記』文正二年正月一日条には、義視も義就邸（山名邸）に御成したとある。義視は引き続き義就を庇護していたのであろう。

義政は義就を許して政長と家督を交替させる姿勢に転じた。義政を説き伏せたのが誰なのかは確実な史料にはみえない。『応仁別記』には、持豊が姉の安清院尼を介して富子に訴え、義政が義就の救免・上洛を許可したとある。⁽¹²⁾ 安清院尼は実在人物で、『蔭涼軒日録』文正元年八月三日条に、伊勢貞親らが持豊の姉妹安清院を呼出し、持豊の女子と義廉との婚約を解消するように命じた記事がある。安清院尼が実在人物であるところから、『応仁別記』の伝承には、考慮を払う余地がある。富子は持豊・義視に協力した可能性がある。

既に触れたように、文正の政変から上御霊社の合戦に至る時期、義政が義視に將軍職を譲る計画には変化がなかった。義政・富子・義視は、義視に將軍職を譲るといふ計画に沿って動いていたと考えられる。

文正二（応仁元）年正月一八日、畠山政長が追い落とされる上御霊社の合戦が起こる。義視は政長を討とうとする義就や持豊たちと庇護関係があった。義政は戦闘の回避・局限化を図ったが、持豊・義廉が参戦すると、勝元に御内書を遣わして参戦を禁じた。⁽¹³⁾

この事象を記す『斎藤親基日記』には原本が伝わらず、『大日本史料』・『続史料大成』・内閣文庫本をはじめとして、義政が勝元らに対して政長を「可致扶持」と命じたと記す写本が流布している。これに従うと、義政は政長を庇護して勝元に政長を助けるよう命じたということになり、義就を庇護する義視と対立したということになる。⁽¹⁴⁾ 以前に、この写本に依拠して、文正の政変が義政と義視との間に潜在的な対立を生んだという仮説を提示したことがある。

ところが、末柄豊氏によれば、宮内庁書陵部新井本・彰考館本はこのくだりを「可放扶持」と記しており、写本の

状態からみてこれらが善本だとみられるという。⁽¹⁵⁾これに従うと、義政・富子・義視は、持豊らを支持する態度で一致していたことになる。貞親の失脚は義政と義視との間に葛藤を引き起こしてはいなかったとみられることになる。

「可致扶持」しと記す写本に拠った拙論では、上御霊社の合戦を機に將軍兄弟の対立が顕在化するという前提を置いた。遡及して、文正の政変で義視が義廉や宗全を使嗾して「天下ヲ乱サル」と訴えた貞親の判断はある程度は事実を反映した認識で、義政が枉げて義視に妥協したために潜在的な葛藤が生じたと考えた。しかし、「可放扶持」と記す写本を善本として、上御霊社の合戦では將軍兄弟に対立が認められないと考えると、文正の政変で貞親を斥けた義政は、けっして無理に義視に妥協したというわけではなかったらしいと推論されることになる。

史料③収載奉書の発給事情からみて、義視が実際に義廉を「御鬲眞」していたとみるべき蓋然性はある。よって、義政が貞親の訴えをはねつけた焦点は、義視が「天下ヲ乱サル」として「誅伐」を求めたという点にあったと推理される。義視が義廉を「御鬲眞」して史料③収載奉書の発給を命じたことは、義政に敵対する意図で行ったわけではなく、義廉の奉仕を容れた関係から、受動的に義廉の要望に応えたに過ぎなかったためと推論される。たしかに義政の意図や権限を侵してはいるが、これだけでは、義視の「誅伐」を求める根拠としては弱い。義視はまもなく將軍職を継ぐ予定で幕府全体が動いていた。將軍になる者が幕府奉行人を使役したとしても、それだけでは「誅伐」に値するものとも言えないであろう。貞親の訴えが「不実」とされた理由は、ここに求められる。

貞親は、將軍権力の有力大名抑圧政策の担い手であった。それまでは起こることのなかった有力大名の抗命に直面して、激しく動揺していたに違いない。義廉・持豊の反抗、これと結んでいるらしい畠山義就の挙兵を見て、背景事情についての猜疑に囚われた違いはない。七月ころから義視の義廉に対する庇護について疑惑を抱いていたとすれば、疑念と眼前の事態とは、容易に結合して、情勢判断を絶望的な方向に歪ませたとみる余地がある。貞親は義敏の復権

について協力関係にあった季瓊真薬と、義視に対する猜疑心を共有していなかった。貞親が義視の誅伐を訴えたとき、真薬との従前からの協力関係も空中分解したと考えられる。

貞親が義視の誅伐を進言したことは「讒言」に分類できるかもしれないが、政局のなかで貞親が情勢判断を誤り、突出・孤立してしまったという脈絡の側面を重視すべきではないかと考えられる。貞親の二人の妻はいずれも斯波氏の関係者であり、前妻「先御母」は義敏の失脚に、後妻「今御母」は義敏の復権に関係していた。貞親は朝倉孝景を東軍に寝返らせ、子息の貞宗は母方の縁者甲斐敏光を東軍に寝返らせる。当該期の伊勢氏は斯波氏の制御について、特異に深入りをしている。これは、貞親の孤立を招く要因になった。斯波氏に対する強い介入が反発を招き、激しい反抗を喚起したということをも根本的な背景事情として良い。文正の政変における貞親の失脚は、將軍権力と有力大名勢力のつばぜり合いのなかで、貞親の犯した情勢判断のミスから起こったことだと考えられる。

【東幕府・西幕府の並立】

いっぽう、義政・富子・義視が畠山政長を棄てて義就を庇護する態度をとったことは、細川勝元にとっては由々しい大問題だった。勝元は義政の独裁を支えてきた経緯があり、文正の政変では義視を助けるために尽力した。その意味で、義就上洛後の義政・義視の挙動は、勝元にとって堪えがたいものに映ったことだろう。政長の失脚は政長と結んできた勝元の政治的名望の失墜でもある。その反発は当然大きかった。持豊・義廉・義就らの反抗を支えていたのは、將軍権力の圧迫に対する反発であった。勝元も將軍権力に対する反発という、同じものを得ることになった。

上御霊社の合戦後、足利義視は山名・細川の決裂を危惧して調停を試みたという。『後法興院政家記』文正二年二月二四日条に、「今出川殿之依籌策、先以無為之由有世間、尤可然事歟、細川與山名間事也」とある。『応仁別記』に

も、「今出川殿ハ天下之事、無為ニ可治事ヲ思食テ、勝元ノ方ヘ御成有テ、又、金吾（左衛門督山名持豊）ヘ御成有、何モ忝之由被申」⁽¹¹⁶⁾たが、和解には至らなかつたとある。

「畠山文書」所収年欠（応仁元年）五月二六日畠山義就宛足利義政御内書は、大乱勃発の当日、義政が義就に対して、戦乱を避けるため一時下国して身をひくよう求めたものである。義政は「今出川之心中同前候」と記しており、將軍兄弟の間には協調があつた。將軍兄弟の決裂は大名たちの分裂よりも遅れて顕われるのだと考えられる。

とはいえ、大乱が始まると、義視は東軍の主将となり、西軍征討に熱心なそぶりをみせた。『大乘院寺社雜事記』応仁元年六月一三日条に、「山名方縁者、或引汲輩」が東陣から追放されたこと、一日に飯尾為数が「山名方引汲故」に討たれたことを記して、「一向今出川殿御成敗也」とある。これは、勝元と義視とが従前から強い提携関係に あつたことの証左とされてきた。しかしながら、義視は持豊らとの関係が強かつた。これはむしろ極端な変わり身とみるべきではあるまいか。義視は勝元の猜疑を招いていた可能性が高く、過剰な同調に奔る必然性があつた。

勝元の幕政上の地位を考えるために、関東管領の欠員問題⁽¹¹⁸⁾をみておく。

これより前、文正元年二月一二日に関東管領山内上杉房顕が没した。房顕は憲実の子息で、兄憲忠が享徳三年一二月に成氏によって誅殺されたあと、翌康正元年に関東管領となつて享徳の乱を戦つてきた。房顕に嗣子がなかつたため、義政は越後守護上杉房定に命じて、その子顕定に山内上杉氏家督を継承させた。これは、『御内書案』に載せる文正元年六月三日付の上杉房定宛御内書⁽¹¹⁹⁾によって知られる。「房顕遺跡事、息中一人領掌候者、尤可然候」とある。飯尾之種の担当で、「九月廿三日書改之也」とある。この問題は、文正元年九月六日の政変の前後をまたいで処理されたのである。顕定が選ばれて関東管領に定まった時期は判然としないが、系図類には「応仁元年」⁽¹²⁰⁾と伝える。

これより前、『蜷川親元日記』寛正六年一二月二三日条には、古河公方足利成氏が武蔵国太田荘（旧埼玉郡域）に

出動し、武蔵五十子（埼玉県本庄市）の関東管領山内上杉房顕の本営が危機にさらされているとの報告があったという記事がある。勝元の使者秋葉某が越後守護上杉房定からの使僧を伴って伊勢貞親を訪ね、義政の御意を伺ったうえで奉行人飯尾之種に御内書の発給を命じるよう計らって欲しいと伝えた。これに対応する御内書は『御内書案』⁽¹²¹⁾に見える。勝元は義政と房定との取り次ぎ役であったとみられる。

関東で古河公方と戦っている幕府方勢力の統帥は、堀越公方ではなく京都で統括されていた。⁽¹²²⁾古河公方と戦う最前線の大將は関東管領であり、欠員状態を放置することはできない。これも、京都で人選し補任しなければならぬ問題であった。越後上杉房定の子顕定を山内上杉氏に入嗣させて関東管領を嗣がせる交渉は、義政と房定との取り次ぎ役であった勝元が介在する形で推進されたとみられる。義視が將軍となって古河公方征討を継続するつもりなのであれば、勝元との関係は断ち切れない。これは、義視を義政に縛り付ける富子・良子姉妹の絆とは別の意味で、義視を拘束していた絆だと考えられる。

勝元にとっては、義視が將軍職につけば持豊を抑えることが不可能になるという懸念が大きかった。しかしながら、義政は義視に將軍職を譲るつもりであり、諸將の承認もあった。勝元も直ちに義視を斥けることはできなかった。富子・良子・勝光が義視の義政からの離反を阻止しているため、義視が自発的に西軍に参加することも望めなかった。事態の転換は、応仁元年八月二二日の夜に足利義視が東陣から脱走したことによって起こった。⁽¹²³⁾この日、大内政弘の率いる大軍が上洛して西軍に加入し、以後一〇月初めにかけて、東陣の包囲を企図する大攻勢が開始される。義視はこの東軍の存亡の危機に際して戦場を離脱した。義視は勝元に対して主人として臨む面目を保てなくなった。

確実な史料では確認できないが、『応仁別記』は、このとき一時的に今出川御所に赴いていた義視が東陣に帰還しようとしたところ、京極持清の重臣多賀高忠が義視を阻んだと伝える。高忠は「御所様（足利義視）之御事、山名ヲ

御ヒイキアレハ、此御所（足利義政）ヲ頼入タリ」と述べて義視を入れなかったという。勝元らは翌日、東陣内の將軍近習たちのうち西軍与党と見なしたものを一斉に追放・殺害した。⁽¹²⁴⁾ 義視が持豊らと親しかったことを考慮すると無関係とも考えにくい事象である。義視は北畠氏を頼って伊勢に逃れた。直ちに西軍に参加しなかったのは、富子・良子との絆に囚われていたからだろう。

義視を拘束していた絆は翌年に解除された。別稿で指摘したとおり、⁽¹²⁵⁾ 応仁二年四月以前に古河公方足利成氏と西軍諸将との間で攻守同盟が締結され、当時、伊勢にいた義視がこれを承認した。義視は西軍諸将および古河公方と手を結ぶことを決意したと考えられる。義視は義政に召喚されて九月二二日に東陣に帰り、日野勝光を非難し、義政との間に激しい諍いを引き起こした。いっぽう、義視の帰京より前、九月三日より以前から、義政は伊勢貞親を起用して朝倉孝景の帰降工作を開始させており、勝元らと結んで西軍勢力の切り崩しに動き始めていた。ここに至って、義政・義視ともに、大名勢力との関係を変容させつつあったわけである。義視は十一月一日に東陣から脱出し、同月二五日に山名邸に入った。義視の西軍参加を待っていた足利成氏は、一二月半ばから足利義政の代官長尾景人の守る足利荘を攻撃した。こうして、義視を拘束していた二つの絆、勝光・富子・良子らとの関係と古河公方征討政策とが解除された。義視は義政から離反し、西軍諸将に迎えられて「相公」(将軍)と呼ばれるようになる。

【おわり】

義視の還俗は、義政の兄弟一人のうち生き残っている者が義政・堀越御所政知・義視(浄土寺義尋)の三人しかいなくなったこと、義政に男子がなかったことから、京都將軍家の血筋の断絶を懸念して企画されたとみられる。

日野富子は同母妹良子を義視の室に入れた。富子・良子姉妹は義政また義視の子を産んで京都將軍家の存続を維持

する役割を担い、義政・義視の決裂を阻止する絆となった。

義視への將軍職継承の動きは大乱勃発直前まで滞りなく進捗しており、義尚の將軍世嗣としての地位とも問題なく共存していた。義視は初めから次の世代への中継ぎであったと考えられる。

次期將軍としての足利義視の地位が明瞭なるにつれて、それまで義政の独裁によって圧迫されていた大名たちのうちに、義視と結びついてその庇護を期待する動きが顕れてきた。山名持豊・斯波義廉・畠山義就は、伊勢貞親が中心となって展開していた將軍権力の有力大名抑圧政策によって脅やかされており、義視と結びつくことで地位の改善を図った。この連携は、寛正六年一月に斯波義廉廃嫡の内意が義政から示されたことを契機として発足し、貞親が義廉を廃して義敏を復権させようとした策動に対抗しつつ発展し、文正元年八月二五日に義廉の守護職改易が発令された時に決定的局面を迎えた。京都では義廉・持豊が武力抵抗の構えをとり、畠山義就は挙兵して河内に侵攻した。この直後に起きた文正元年の政変で貞親が失脚し、義視と持豊が畠山義就を支持していることをみた日野富子が義政に働きかけて義就の上洛が許可され、応仁・文明の大乱への道筋が定まった。

『応仁別記』は、貞親が義視について「義廉ヲ御臈員アリテ、天下ヲ乱サルル」、つまり、義視が持豊らを操縦していると訴え、文正の政変が起きたとする。義視と持豊・義廉らとの連携は、寛正元年末に確認されたあとしばらく、確実な史料で跡づけられない。義視の政局操縦という訴えを額面通りに受け取りにくい理由となる。とはいえ、文正元年の政変直後、義視は持豊とともに義就を庇護しており、全くのデタラメだとも言えない。

本稿では、寛正六年一二月三〇日付幕府奉行人奉書を取り上げ、義廉を庇護するために義廉の求めに応じて義視が義政に諮ることなく発行させたこと、貞親がこの奉書を握っており発給事情を予め詮索していたこと、文正元年の政変において「今出川殿ハ義廉ヲ御臈員」していると訴えたときに証拠として提示し得たということを述べた。貞親が

示したと考えられる証拠を特定できることから、『応仁別記』の伝承には信憑性があるとした。

義視自身には義政に反抗する意図はなかったと思われるが、次期將軍という地位が山名持豊・斯波義廉らに権力構造転換の幻想を抱かせ、義視が義廉や持豊の奉仕を容れてこれを庇護する挙動をとったために、持豊・義廉が有力大名抑圧政策に対する反抗を組織化するに至った。持豊・義廉・義就は貞親が訴えたように義視の指令で動いていたのではなく、義視の支持を取りつけられるという期待のもとに、自発的に政治的な賭を打ったのだと考えられる。

義廉の廢嫡を策していた伊勢貞親は、義視が義廉の要請を容れてこれを庇護していることを知り、義視の將軍職襲職によって持豊・義廉らの反抗を抑えられなくなるのではないかという懸念を抱いた。しかしながら、貞親の情勢判断は、義廉らの抵抗の頑強さと、義視の將軍襲職が迫っている状況という、両面から来る圧力によってゆがめられていたようである。貞親は、義政に反抗する意図のなかった義視に帰責してその誅伐を試みたため、「不実申状」の責めを負った。これが文正元年の政変における葛藤の復元案である。

有力大名勢力の決裂は文正元年の政変当時はまだ明瞭ではない。持豊らが畠山義就を招いたとき、日野富子や足利義政がこれを許した理由は、事態の深刻化を予期しなかったからであろう。有力大名抑圧政策には、一方への抑圧と他方への庇護が含まれている。文正の政変では抑圧された義廉が義視の庇護を恃んで武力行使に奔り、將軍権力の担い手だった貞親の構想を挫いた。上御霊社の合戦は、持豊らの主導で抑圧・庇護の関係を逆転したために起こった。一転して抑圧される立場になった政長の武力抵抗に対して、持豊・義就らは將軍の身柄を手中に握って武力を発動し砕いた。將軍の身柄を握った側が他方を武力で圧伏するという方式が、大名勢力同士の対立の新しい姿となり、これが細川勝元の武力発動を招いた。義政と義視との決裂はその後に起こる。分裂した大名勢力がそれぞれ好ましい主人を選び、義政・義視がこれに応じて二つの幕府の並立が具現した。二つの幕府の並立という事態は、將軍権力と大名

勢力との矛盾を、並立するいまひとつの幕府との対立関係という形に外化して均衡させたものなのだろう。

『応仁記』流布本の原型のうち「一卷本」には作為性が強い。『応仁別記』は相対的に信憑性が高い。これは、軍記『応仁記』の形成過程の解明に影響を及ぼす事実であろう。

注

- (1) 同氏「日野富子」『歴史と人物』東亜堂書房一九一六年（初出一九二三年、同『日本史の研究 新輯二』岩波書店一九八二年、林屋辰三郎・朝尾直弘編『新編歴史と人物』岩波文庫一九九〇年に再録）
- (2) 『群書類従』（以下「群」と略称）第二〇輯『応仁記』
- (3) 同氏「群書類従本『応仁記』の成立と性格」（原題「応仁記試考―類従本の成立と性格を中心に―」）『古典遺産』第二〇号一九六九年、『応仁別記』の成立と性格（原題「応仁の乱と軍記―『応仁別記』の場合―」）『軍記と語り物』第一一号一九七四年（いずれも同『室町軍記の研究』和泉書院一九九五年に再録）
- (4) 同氏編『応仁記 付、応仁別記』古典文庫三八一冊一九七八年「解説」、
- (5) 前注（4）所収、宮内庁書陵部本「一卷本」『応仁記』による。
- (6) 前注（4）所収、内閣文庫本『応仁別記』による。
- (7) 前注（4）三四～五〇頁
- (8) 前注（4）一二五～一三六頁
- (9) 前注（4）一二八頁
- (10) 前注（4）一五〇～一五一頁
- (11) 同氏「応仁・文明の乱」『岩波講座日本歴史7中世3』一九七六年、一九五頁
- (12) 同氏『日本の歴史12 室町人の精神』講談社二〇〇一年、三〇三頁
- (13) 同氏『戦争の日本史9 応仁・文明の乱』吉川弘文館二〇〇八年、一九三頁
- (14) 同氏『日本中世の歴史6 戦国大名と一揆』吉川弘文館二〇〇九年、一二頁

- (15) 同氏「応仁・文明の乱」『岩波講座日本歴史7中世3』二〇一四年、九九頁
- (16) 史学会第108回大会中世史部会研究発表「足利義視と将軍独裁の二元化」二〇一〇年、発表要旨『史学雑誌』第二二〇編 第一号九五頁二〇一一年
- (17) 同氏前注(15) 論文注(57)
- (18) 『大乘院寺社雑事記』(以下『雑』と略称) 寛正六年二月晦日条、後掲史料③
- (19) 同氏前注(11) 三〇二頁
- (20) 拙稿『三魔——足利義政初期における将軍近臣の動向——』『日本歴史』第六一六号一九九九年
- (21) 『師郷記』(以下『師』と略称) 永享六年二月九日条、『御産所日記』(『群』第三輯、以下『御産』と略称) 三二二頁、『看聞日記』(以下『看』と略称) 永享八年一月二十五日条など
- (22) 『看』永享八年正月二日・嘉吉三年七月三日条、『御産』三二二頁
- (23) 『師』永享一年閏正月一七日条、『御産』三二二頁、『建内記』(以下『建』と略称) 永享一年二月一三日条
- (24) 『蔭涼軒日録』(以下『蔭』と略称) 永享二年八月九日条、『御産』三二二頁
- (25) 『看』永享六年七月二六日、『御産』三二二頁、『満濟准后日記』永享六年八月二二・二三日条
- (26) 『看』永享七年七月一三日条、『御産』三二二頁、『師』永享一年二月二八日条、『建』永享二年三月二二日条
- (27) 『薩戒記』永享九年八月二〇日条、『御産』三二二頁、『師』永享一年 一月二二日条、『康富記』(以下『康』と略称) 享徳三年七月三日条
- (28) 『師』永享一年閏正月一八日条、『御産』三二二頁、『建』永享一年二月二一日条
- (29) 『師』永享七年二月一日に誕生記事、同記同年五月三日条に死没記事がある。『御産』三二二頁
- (30) 『看』永享八年二月二二日条、『御産』三二二頁
- (31) 『看』永享一〇年正月二〇日条、『御産』三二二頁
- (32) 『看』嘉吉三年七月二二日条、『建』嘉吉三年七月二二日・二三日条
- (33) 『建』嘉吉三年七月二二日条
- (34) 『山科家礼記』(以下『山礼』と略称) 長祿元年二月一九日・二四日条、『大乘院日記目録』(以下『目録』と略称) 長祿元

- 年二月一九日条、「熱海白川文書」（康正三年）七月一六日石川光俊宛管領細川勝元書状（『福島県史資料編』五四〇頁四一
号）他、拙稿「堀越公方足利政知」『静岡県史通史編2中世』一九九七年四六二〜四八一頁
- (35) 『目録』寛正五年二月二日条、『諸門跡譜』（『群』第五輯一五〇頁）、『蔭』寛正五年二月二日条
- (36) 『蔭』延徳三年正月七日条、『目録』延徳三年四月三日条、『実隆公記』延徳三年五月二八日条
- (37) 『雑』文明十九（長享元）年六月二十八日条、なお前注（33）稿等で『尊卑分脉』（以下『尊卑』と略称）によって武者小路
隆光女としたのは誤りで、隆光息資世の女である。
- (38) 『看』永享四年六月八日条
- (39) 『諸門跡譜』（『群』第五輯一六一・一六二頁）は義堯を載せず、『天台正嫡梶井門跡略系譜』（『続群書類従』（以下『続群』
と略称）第四輯下四九一・四九二頁）にも「義承准后舍弟」と誤り記す他には記載がない。師義承の死没（応仁元年一〇月一
八日）以前に早世したからであろう。
- (40) 『看』嘉吉三年三月二日条、『諸門跡譜』（『群』第五輯一五八・一五九頁）、近藤祐介「聖護院門跡と『門下』——一五世紀
を中心に」『学習院大学文学部研究年報』第五七輯二〇一〇年
- (41) 『雑』寛正三年二月二六日条
- (42) 『蔭』寛正五年四月一七日条
- (43) 『看』嘉吉三年七月二日条
- (44) 同氏「鎌倉府の没落」『神奈川県史通史編1原始・古代・中世』一九八二年八五七〜八六二頁、『師』永享一年七月二日条
- (45) 『尊卑』、『北野社家日記』延徳三年六月二日条、『実隆公記』延徳三年七月一日条、『拾芥記』延徳三年七月一日条、
なお前注（33）稿等で『蔭』延徳二年一月七日条等によって良子の死没年月日を延徳二年一〇月七日に宛てたのは失考であ
った。命日は正しいが、『雑』延徳元年二月一日条に後妻「二条殿」の活動が認められることから、没年は延徳年間よりも
かなり以前に遡るとみた方がよい。以上は末柄豊氏の御教示による。
- (46) 『蔭』同日条
- (47) 『雑』同日条
- (48) 『蔭』同日条

- (49) 『蜷川親元日記』(以下『蜷川』と略称)・『蔭』同目条
- (50) 『蔭』・『後法興院政家記』(以下『政家』と略称)同目条
前注(5)「一卷本」三四～三五頁。この伝承は『応仁別記』にはみられない。
- (51) 『蜷川』同目条、『足利家官位記』(以下、『官位』と略称、『群』第四輯二八〇頁)・『公卿補任』(以下『補』と略称)
- (52) 『蜷川』同目条、『足利家官位記』(以下、『官位』と略称、『群』第四輯二八〇頁)・『公卿補任』(以下『補』と略称)
- (53) 『蜷川』同目条、『官位』
- (54) 『蜷川』同目条
- (55) 『蔭』同目条
- (56) 『蜷川』寛正六年四月一三日条に、奥州諸氏に「公方様召之御馬」の進上を求め、使節太田光に対して「来十一月御用候間、七八月之間無京着者、難立御用」しと指示している。「来十一月御用」ということに、一一月に義視が元服することが当てはまる。
- (57) 『蜷川』・『蔭』同目条、『官位』・『補』
- (58) 『蜷川』同目条、『官位』・『補』
- (59) 『蜷川』同目条
- (60) 『補』・『官位』
- (61) 『補』・『官位』
- (62) 『蔭』同目条
- (63) 『経覚私要鈔』文正元年九月七日・八日条、『雑』文正元年九月七日・八日条
- (64) 『親長卿記』同目条
- (65) 『官位』・『補』
- (66) 同氏前注(15)論文九三～九五頁
- (67) 『碧山日録』応仁元年一二月七日条
- (68) 『康』嘉吉三年八月三〇日条
- (69) 『雑』長享三(延徳元)年四月二四日条、戦国史研究会第三四七回例会発表「応仁・文明の乱と伊勢盛定・盛時(北条早雲)

父子」二〇〇八年（発表要旨『戦国史研究』第五七号、二〇〇九年四六・四七頁）

(70) 『雑』文明四年八月五日条

(71) 前注(5)「一卷本」は貞親後妻「新造」を斯波「義敏ノ妹」とするが、前注(6)『応仁別記』は貞親の「新造ト義敏ノ新女ト兄弟ナリ」とする。足利一門における斯波氏の家格の高さからみて、足利氏根本被官である伊勢氏に属す貞親が斯波氏血族の女性を室とした可能性は低く、後者の方が蓋然性が高い。

(72) 同氏「將軍足利義材の政務決裁」『御前沙汰』における將軍側近の役割『史学雑誌』第九六編第七号一九八七年注(35)

(73) 『雑』応仁元年五月晦日・六月一三日条

(74) 「松尾神社文書」『大日本史料 第八編之一』三二二頁

(75) 『続群』第三輯下一一〇～一一二頁

(76) 「朽木文書」『大日本史料 第八編之一』一〇〇〇頁

(77) 『政家』応仁二年閏一〇月二五日条

(78) 『雑』応仁二年一月一七日条

(79) 古澤尋三氏翻刻『朝倉家録』富山県郷土史会一九八二年一九八・一九九頁

参御方致忠節者、可有御褒美之由、被 仰出候、恐々謹言

応仁式

伊勢守之書状

九月三日

貞親

朝倉弾正左衛門尉殿〈此弾正ハ英林孝景之、後敏景、従先祖七代目〉

〈伝奏〉(ママ)

連々被仰出候朝倉弾正左衛門尉事、此時馳参御方致別忠候之様、早々計略肝用候也

応仁式

慈照院殿

九月廿日

御判

松原信之氏「朝倉孝景の西軍から東軍への帰属」『福井県史通史編2中世』一九九四年六一九頁、佐藤圭氏『朝倉孝景 戦国大名朝倉氏の礎を築いた猛将』思文閣出版二〇一四年、一七一～一七九頁参照

- (80) 拙稿「細川政元の生母桂昌了久」『日本歴史』第七四二号、二〇一〇年
- (81) 『蝮川』寛正六年八月二五日条
- (82) 『蝮川』寛正六年二月二三日条
- (83) 『宣胤卿記』永正四年六月二四日条に載せる政元の享年「四十二歳」から逆算して生年は文正元年となる。『蔭』文明一八年二月二〇日条に「細川右京兆政元正誕生」とあり、二月二〇日誕生とわかる。
- (84) 小川信氏『山名宗全と細川勝元』新人物往来社一九九四年一五二―一五三頁
- (85) 勝俣鎮夫氏「一五―一六世紀の日本―戦国の争乱」『岩波講座日本通史第10卷中世4』一九九四年八頁
- (86) 新田英治氏「中世の日記を読むにあたって」学習院大学史学科編『歴史遊学』山川出版社二〇〇一年五二―五四頁
- (87) 前注(5)「一巻本」は持豊が富子の請託を受けた動機として、勝元が赤松政則を取り立てた恨みがあつたとする。前注(6)『応仁別記』は文正の政変に際して、持豊が赤松政則の復権に尽力した季瓊真薬の処刑を求めたとする。
- (88) 以下は『蝮川』各日条による
- (89) 同氏前注(11)一九二―一九四頁、卑見では享徳の乱勃発を契機として、古河公方征討を一致点として義政と勝元との協調が成つたと解する。(『東京大学日本史学研究会叢書1 室町幕府將軍権力の研究』東京大学大学院人文科学研究所国史学研究室一九九五年二二二―二二三頁)
- (90) 『蝮川』同日条
- (91) 『蔭』寛正六年一〇月九・一四・一六・二三日条
- (92) 『文正記』(『群』二〇輯三五〇頁)に「抑義廉宣親者山名都督伯父同名撰津守息女也」とある。前注(6)一三七頁に山名一家「撰津守入道永椿」がいる。
- (93) 『目録』寛正四年一月記冒頭条、『雑』寛正六年八月三日・十一月八日条
- (94) 『雑』文正元年九月十三日・文明元年十月二十六日条
- (95) 『経覚私要鈔』(以下『経』と略称)文正元年三月二八日・五月二日・二九日条、『雑』文正元年九月十三日・文正二(応仁元)年正月一日条
- (96) 『蔭』寛正六年二月二九日条に入洛記事、同月晦日条に對面記事がある。

- (97) 同氏前注(12) 著書三〇二頁
- (98) 『室町幕府諸奉行次第』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本三〇四三―一七）「政所執事代」項
- (99) 『斎藤親基日記』（以下「親基」と略称）同日条
- (100) 『雑』長祿三年九月廿三日・寛正四年九月廿三日条・「山礼」寛正四年十一月十九日条に「肥前守」としてみえるが、『室町幕府諸奉行次第』・『親基』など幕府関係の記録はすべて「下総守」のみである。
- (101) 貞親らは、義廉に対して斯波下屋形（三条烏丸邸）を義敏側に引き渡すよう圧力を加え、七月三日、畠山政長・京極持清に義敏一家の「外護」を命じ、八月三日、山名持豊に義廉との婚約を破棄するよう命じる。
- (102) 『蔭』同日条
- (103) 『経』文正元年八月二六日条
- (104) 『雑』文正元年八月二五日・九月二日・五日・一三日・一七日条、越智館が壺坂にあったことは『雑』文明二年七月一八日条
- (105) 『雑』・『経』文正元年九月六日条
- (106) 『親基』文正元年十一月二〇日条・前注(98)「政所執事代」項
- (107) 田中淳子「室町殿御台の権限に関する一考察―日野富子を中心に」『女性史学』四号一九九四年四八頁
- (108) 『雑』応仁元年六月一三日条
- (109) 『親基』文正二（応仁元）年正月二日・六日・一日条
- (110) 『政家』文正二（応仁元）年正月九日条、『雑』文正二（応仁元）年正月一日条
- (111) 『親基』文正二（応仁元）年正月二日・五日条、『雑』文正二（応仁元）年正月一日条
前注(6)『応仁別記』一三六頁
- (113) 『親基』文正二（応仁元）年正月一八日条・『政家』文正二（応仁元）年正月一六日・一八日条
前注(16) 抽論
- (115) 同氏前注(15) 論文注(57)
- (116) 前注(6) 一四三頁

- (117) 「畠山文書」(羽曳野市『羽曳野資料叢書3』一九九一年)、森本恭二氏『足利義政の研究』和泉書院一九九三年、九九頁
- (118) 勝守すみ氏『関東武士研究叢書第六卷 長尾氏の研究』名著出版一九七八年九九〜一〇〇頁
- (119) 『統群』第三輯下三二一頁
- (120) 「上杉系図」(『統群』第六輯下六九・一〇一頁)
- (121) 『統群』第三輯下三二一頁
- (122) 前注(89) 拙著二七五〜二八三頁
- (123) 『補』・『政家』 応仁元年八月二五日条・『経』 応仁元年八月二六日条
前注(6) 一五〇頁
- (125) 『宗賢卿記』 応仁元年八月二四日条・『政家』 応仁元年八月二五日条
拙稿「応仁2年の『都鄙御合駄』について」『日本史研究』第五八一号二〇一一年
- (126)